

# 介護療養型老人保健施設等の人員配置

療養病床		介護老人保健施設		
医療保険適用	介護保険適用			
(医師3名)	(医師3名) 【通常型】	(医師2名) 【経過型】(～H23)	(医師1+α名) 【介護療養型】	(医師1名) 【従来型】
看護 4:1 介護 4:1	看護 6:1 介護 4:1	看護 6:1 介護 4:1	看護 6:1 介護 4:1 (※1)	
看護 5:1 介護 5:1	看護 6:1 介護 5:1	看護 8:1 介護 4:1		
	看護 6:1 介護 6:1		看護 6:1 介護 6:1	看護・介護 3:1
	【ユニット型】	【経過型ユニット型】 (～H23)	【療養病床から転換・ ユニット型】	【ユニット型】
新規に報酬を 創設する類型	ユニット型の 報酬(※2)	経過型ユニット 型の報酬(※2)	転換型ユニット 型の報酬(※2)	ユニット型の 報酬(※2)

※1 今後、療養病床から転換した介護老人保健施設の入所者の介護ニーズの実態を把握し、平成24年4月以降の対応を検討。  
 ※2 ユニット型施設については、①日中はユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること、②ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること、③2のユニットごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が1以上、とされており、看護職員・介護職員については、概ね2:1の配置が評価されている。

# 医療法人経営の選択肢の拡大

医療法人の附帯業務規制を緩和し、「住まいの場」である有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅を設置し、生活相談などのサービスを提供する経営形態を認めています。

これにより、医療法人は従前の療養病床の経営ノウハウを活かした経営の多角化が可能となっています。

